

所得による支給制限

下記により計算された所得が所得制限基準額を超えると、ひとり親家庭等医療費助成は受給できません。

□所得の計算方法

年間収入金額

－ 必要経費(給与所得控除額等)

+

養育費等の8割分

(注1)

||

諸 控 除(下表を参照)

||

80,000円

||

所 得 額

(注2)

【諸控除の額】

特別障害控除(控除対象配偶者および扶養親族を含む)	40万円
障害者控除(控除対象配偶者および扶養親族を含む)	27万円
勤労学生、寡婦(夫)控除(扶養義務者の場合のみ)	27万円
寡婦控除の特例(扶養義務者の場合のみ)	35万円

注1)母(父)の申請者に限り、所得の範囲に児童の父(母)から養育費として受け取る所得(算定する額は8割に相当する額)を含める。

注2)税法上の扱いとは異なります。

□所得制限基準額

◎申請者の所得制限基準額

(注3)

B \ A	0人
0人	2,080,000
1人	2,460,000
2人	2,840,000
3人	3,220,000
4人	3,600,000
5人	3,980,000

◎扶養義務者の所得制限基準額

B \ A	0人	1人	2人	3人	4人
0人	2,360,000				
1人	2,740,000	2,740,000			
2人	3,120,000	3,180,000	3,180,000		
3人	3,500,000	3,560,000	3,620,000	3,620,000	
4人	3,880,000	3,940,000	4,000,000	4,060,000	4,060,000
5人	4,260,000	4,320,000	4,380,000	4,440,000	4,500,000

A: 老人扶養親族の数
B: 扶養親族等の数

(単位: 円)

注3)申請者について、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または16歳以上23歳未満の扶養親族がある者についての限度額は、上記の金額に次の額を加算した額とする。

- 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
- 16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき15万円

扶養義務者について

扶養義務者とは、申請者と同一所に居住している直系血族および兄弟姉妹をいいます。(民法877条)
また、加入医療保険の被保険者も扶養義務者として取り扱います。

